

【助成対象者の消費税の取扱いチェックリスト】

助成対象者	
-------	--

① 本則の課税事業者である。	<input type="checkbox"/>
② 免税事業者(消費税法第9条第1項の規定により、消費税を納める義務が免除される事業者)である。	<input type="checkbox"/>
③ 簡易課税制度の適用を受ける者(消費税法第37条第1項の規定により、仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者)である	<input type="checkbox"/>
④ 本則の課税事業者かどうか分からないが、消費税を除いて助成金を申請する。	<input type="checkbox"/>



消費税を除いて助成金を申請します。



① 基準期間(前々年度)における課税売上高が1,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
② 消費税課税事業者選択届出書を提出していない。	<input type="checkbox"/>



すべての項目に該当する場合、消費税を除かずに助成金を申請します。



該当しない項目があった場合、消費税を除いて助成金を申請します。



① 基準期間(前々年度)における課税売上高が5,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
② 消費税簡易課税制度選択届書を提出している。	<input type="checkbox"/>
③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していない。	<input type="checkbox"/>



すべての項目に該当する場合、消費税を除かずに助成金を申請します。



該当しない項目があった場合、消費税を除いて助成金を申請します。



消費税を除いて助成金を申請します。

(注) 整備内容が複数あって、それらの整備時期が異なる場合には、整備内容ごとに基準期間、さらには消費税の取扱いが異なることがありますので、整備内容ごとの整備時期等を確認願います。